

議案第14号

新座市都市計画税条例の一部を改正する条例

新座市都市計画税条例（昭和42年新座市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(税率) 第3条 都市計画税の税率は、 <u>100分の0.25</u> とする。	(税率) 第3条 都市計画税の税率は、 <u>100分の0.2</u> とする。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 改正後の新座市都市計画税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和8年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

都市計画税の税率を改定したいので、この案を提出するものである。